

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月30日
【会社名】	飛島建設株式会社
【英訳名】	TOBISHIMA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 乗 京 正 弘
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都港区港南1丁目8番15号 (平成29年6月30日から本店所在地 東京都千代田区九段北1丁目13番5号が上記のように移転している。)
【縦覧に供する場所】	飛島建設株式会社 横浜営業所 (横浜市中区山下町162番地1) 飛島建設株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区錦1丁目5番11号) 飛島建設株式会社 大阪支店 (大阪市中央区道修町3丁目4番10号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 乗京正弘は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成29年3月31日を基準日として、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、全社的な内部統制の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲は、前連結会計年度の連結売上高を指標に、概ね3分の2を一定割合として6事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、当社の事業目的に大きく関わる勘定科目として、完成工事高、完成工事原価、完成工事未収入金及び未成工事支出金に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスなどについては、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成29年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項なし

5 【特記事項】

該当事項なし